

天下一變せしゆえ、鹿嶋半郡にて事終り、殊に前田家の附庸と成りたるは、連龍の不幸なるべし。且連龍の長男好連早世し、次男連頼父兄の領地を継ぎしが、家士浦野孫右衛門等を田鶴濱の館に置き、領地の事を掌らしめけるに、金澤の家老と隔心して物議を生じ、遂に前田家の裁判と成り、寛文七年八月浦野黨數名割腹し、連頼の長男元運も塾居を命ぜられたり。かくて事落着すといへども、同十一年三月連頼歿し、同年十一月元連の男千松年僅かに十歳にして、祖父連頼の遺跡を継ぎけるに、鹿嶋半郡五十九ヶ村草高五萬石餘の物成を没收せられ、更に加賀・越中兩國に於て、金澤諸士の家祿に準じ、利常卿の時定められし平均定免を以て、草高三萬三千石を賜はりたり。是に依つて其の收納高も甚だ減少する而已ならず、前田家附庸の名儀も絶え、譜代一般の藩士と成りたり。千松成長して九郎左衛門尚連と稱し、貞享二年三月參議中將綱紀卿の養女と縁組を命ぜられ、同三年十一月人持組頭と成り、元祿八年十二月叙爵仰出され、從五位下大隅守を拜任し、翌九年八月大老職を命ぜられ、金澤執政の一人たり。是より世々執政八家の一家と

して、累世執政・加判等の重役を勤め、家勢隆んなりしこと凡二百餘年。歴世家名を全うして聊かの瑕瑾もなく、始祖長谷部信連の嘉名を継ぎて、累葉血統連綿せしかど、連龍十世の孫連廉無子、甲斐守連愛の外孫本多政和の弟を猶子とし、家を嗣がしむ。大隅守連弘是なり。是より今に其の系統連綿すれども、連廉の時始祖以來の血統は絶えたりけり。

○藩廳跡

長氏の舊邸地なり。慶應三年冬王政復古、大政維新の令下り、翌明治元年閏四月御政體職制改革仰出され、同年六月職員令を定め給ふに依つて、諸藩に於ても職制改正ありて、十二月年寄・家老・用人の舊稱を廢し、更に人才より執政・參政を撰擧し、藩政一變せり。同二年二月、藩主從三位慶寧卿封土奉還を建言せられ、三月伺の上藩治職制の改革ありて、金澤城中二丸なる執政・參政の政務所を政事堂と號し、文武兩學校をば學政寮・軍政寮とし、算用場をば民政寮・會計寮とし、町會所・社寺所・作事所等をば都て民政寮の別局となし、公事場をば刑獄寮とし、さて執政より書

吏に至るまで等級を立て、一等より九等とし、藩士は元的身分に據つて上士・中士・下士の三等に分ちたり。然るに同年六月慶寧卿金澤藩知事に任ぜられ、九月執政・參政を廢して大小參事を置き、十一月藩廳を長成連の舊邸に建てられ、慶寧卿は本城を去つて舊臣本多政以の居邸へ移住せらる。此に依つて民政寮・市政局をも藩廳内に移し立て、知事公日々廳堂へ出席せられしかど、同四年七月天下一般廢藩置縣の御發令ありて、藩知事は悉く免ぜられ、大參事以下は追つて御沙汰あるまで、是迄の通り事務取捌可致旨、太政官より達せられたり。同年八月從五位林厚徳・内田政風兩名を金澤縣大參事に任ぜられしが、林厚徳は願に依つて免ぜられ、内田政風は九月廿四日金澤に到着す。翌廿五日元藩廳の奏任官の人々願の如く免ぜられ、廿七日に判任官以下の人々一統亦指免ぜられ、さて其の後更に銓衡して、判任の縣官を補任し、元藩廳を改めて金澤縣廳となしたり。然る處同年十一月再び諸縣を廢し、更に新縣を置かれ、加賀國一圓をば金澤縣と定められ、縣廳を國の中央に置かん爲、石川郡美川町本吉へ移廳のことに議定し、五年四月

移轉し、長町の地は空館と成りたるを、同年九月金澤區會所を爰に置く。翌六年十二月區會所を他へ移し、小學校と成し、同九年小學校も他へ移轉し、建物の儘拂下げに成りしを、東本願寺別院に買請け、眞宗の學問所となしたり。然るに同十二年、舊藩主正三位前田齊泰卿金澤寄留中爰に居住せらるべきとの議起り、館舎を其の儘買請け度しとの事にて、翌十三年一月東本願寺より買入れられ、同年二月修築を始め、居館・便殿悉く建築を命ぜられ、下堤町の用辨所をも爰に移し、此の館舎に於て用向を勤めけり。然るに同十四年九月從四位前田利嗣君、北陸道鐵道建築方の事件に依つて、東京より下向せられ、初めて此の館へ入り給うて爰に滞在せられし處、翌十五年の春二月一日館中の釜屋より出火し、館舎悉く焼亡す。依つて右地所一町六反八畝拾六歩二合、地内に有之木石并に土藏等其の儘にて、貧民救恤として桑園開墾資の中へ寄贈せられ度旨、利嗣君より金澤區役所へ申出さるゝ處、同年四月十一日縣廳より許可相成り引渡されしに、後都合に依つて、同廿二年の春高等小學校を建築せり。